

海津市野外音楽フェス開催委託業務 仕様書

1. 委託業務名 海津市野外音楽フェス開催委託業務
2. 委託期間 契約締結日から令和9年1月31日まで
3. 主 催 一般財団法人海津市観光協会（以下「協会」という。）
4. 目 的
本事業は、昨年開催した野外音楽フェスを継続して開催することで、本市の魅力を広く発信し、交流人口のさらなる拡大と地域経済の活性化を図ることを目的とする。
幅広い年代の来訪者が音楽を通じて本市の魅力を体感できる場を創出するとともに、持続可能なイベントとしての定着を目指す。
特に、市外からの来訪促進および本市の認知向上につながるシティプロモーション効果を重視する。
5. 開催予定日時 令和8年11月1日（日）
10時00分～18時30分（予定）
※ ただし、出演アーティストのキャスティング状況等により、他の日程への変更を可能とする。最終的な開催日は、契約締結後の協会との協議により決定する。
6. 会 場 国営木曾三川公園 木曾三川公園センター 北ゾーン
(岐阜県海津市海津町油島 255) 別紙、会場図参照
※ 南ゾーンは、改修工事により利用不可。
7. 実施スケジュール（想定）
準備期間：令和8年10月30日（金）、31日（土）
本番当日：令和8年11月1日（日）
撤収期間：令和8年11月2日（月）～3日（火）
8. 業務内容
本業務における想定来場者数は有料エリア5,000人規模とし、受託者はこれに対応可能な会場運営体制、安全対策、警備計画および動線計画を構築すること。

受託者は、プロポーザル企画提案書に基づき、協会と協議して以下の業務を行うものとする。

(1) 企画運営に関する基本的事項

- ・ 継続開催にふさわしい、より魅力ある演出案および会場レイアウト案を立案すること。
- ・ 立案した企画に基づき協会と協議を行い、業務実施に係る計画書を作成し、協会の承認を受けること。計画書には工程表、収支計画書、安全対策、広報計画、動線計画を含むこと。
- ・ 販売枚数および来場者数に関する目標値を設定し、その達成に向けた実現可能かつ効果的な集客計画を提案すること。

(2) 入場料およびチケット販売

- ・ 本事業は有料開催とし、入場料（税込）は上限 8,000 円とすること。なお、特別席等を設ける場合は、協会と協議の上決定する。
- ・ 席種、価格設定、販売方法（プレイガイド活用等）については、協会と協議のうえ決定すること。
- ・ チケット販売に係るシステム手数料および発券事務は、受託者の負担とすること。
- ・ チケット売上金の取り扱いについては、第 9 項の定めに従うものとする。

(3) ステージ内容および出演者

- ・ 一定の知名度および興行実績を有し、広域からの集客が見込めるプロアーティスト（J-POP を含む幅広い音楽ジャンルから）を複数名（組）（4 組以上）手配すること。
- ・ 出演者の出演料、旅費等の調整、著作権使用料の支払いおよびこれらに係る一切の事務は受託者が行うこと。
- ・ 協会から出演を依頼するアーティストがある場合は、その活用を含め協議すること。
- ・ 出演変更などトラブル等の出演者の変更については、協会と協議の上、同等以上の集客力を有する代替出演者を手配すること。

(4) 海津マルシェの開催

- ・ イベント会場内において、地元の食や特産品等を販売・PR する「海津マルシェ」を併設すること。出店者の募集・選定は協会が行う。ただし、出店レイアウト、搬入出調整、営業動線整理等の現場運営については受託者

が統括すること。

- ・ 受託者は協会と連携し、マルシェエリアの全体配置計画の策定、必要な備品（テント・机等）の手配・設営、および当日の運営サポート（搬入誘導等）を行うこと。
- ・ マルシェエリアにおける安全管理については、受託者が全体管理を行い、出店者個別の営業行為に係る責任は各出店者が負うものとする。

（5）会場設営・安全管理

- ・ ステージ、音響、照明、仮設トイレ等の設営および撤去を行うこと。
- ・ 有料エリアと無料エリアの境界について、適切な仕切り（フェンス、パーテーション等）の設置および管理方法を提案し、実施すること。
- ・ 看護師等を手配し、会場内に常時待機させること。
- ・ 会場内における来場者間のトラブル防止のための警備員を配置すること。
- ・ 雑踏警備を含む警備計画について、必要に応じて海津警察署その他関係機関と事前協議を行うこと。
- ・ 準備期間中における資材保護および安全確保のため、必要に応じて夜間警備員を配置すること。
- ・ 警備計画と一体となり来場者の動線計画および駐車場誘導計画を策定すること。
- ・ 救急搬送体制（消防との連携）を事前に構築すること。
- ・ 荒天時の中止判断基準および判断フローを事前に明確化すること。
- ・ 来場者数に応じた適切な警備員配置計画を策定すること。
- ・ 施設賠償責任保険および興行中止保険に加入すること。
- ・ シャトルバスの運行については、協会と受託者が別途協議することとする。

（6）広報宣伝活動

- ・ ポスター、チラシ等の制作、および効果的な配布を行うこと。
- ・ SNS（X、Instagram等）を活用した定期的かつ戦略的な集客情報の配信を行うこと。
- ・ 広報活動については、チケット販売枚数、市外来場者割合、SNSリーチ数等を基本指標としたKPIを設定し、その達成に向けた運用を行うこと。

（7）市内で開催されるイベント「20歳の集い」との連携

開催当日に市内で開催される「20歳の集い」との連動を関係機関と協議・連携の上、図り参加者（新20歳）への祝意を表すとともに、本イベントへ

の参加・回遊を促す連携企画を提案すること。

参加者向けの優待（入場料割引、専用エリアの設置等）や、ステージでの紹介など、地域一体となって祝祭感やシビックプライドの醸成を図るような内容とすること。

「20歳の集い」の概要

開催場所：海津市 OCT 文化センター

開催時間：午後1時から3時まで（予定）

（8）運営管理体制

- ・ 総括責任者、部門責任者を配置した運営体系図を作成すること。
- ・ 協会や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに議事録（報告書）を作成し、協会に提出すること。

（9）報告書の作成

- ・ 準備段階を含めた業務全体の実施結果報告書（来場者数、アンケート分析、課題考察を含む）を作成し、協会へ提出すること。報告書については終了後1か月以内に提出すること。
- ・ 来場者属性分析（居住地、年代等）および経済波及効果の簡易分析を含めること。
- ・ 次年度開催に向けた改善提案を含めること。

9. 費用負担

- ・ 協会は、受託者に対し、本業務の委託料として37,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限として支払う。実際の委託料は、プロポーザルにより選定された受託候補者の企画提案内容に基づき、契約締結時の協議を経て決定する。
- ・ 本事業における入場料（チケット売上）収入は、すべて協会に帰属するものとする。受託者は、チケット販売に関する決済手数料やプレイガイド手数料等の所定の手数料を差し引いた金額を、別途協会が指定する期日までに協会の指定口座へ振り込まなければならない。
- ・ 受託者は、提案時に販売目標枚数を設定するものとし、その達成に向けて最大限努力すること。なお、販売目標枚数については、提案審査における評価対象とする。
- ・ 本業務の遂行に直接または間接的に要するすべての費用（消費税および地方消費税を含む。）のうち、本項で協会負担と定めたもの以外は、すべ

て受託者が負担する。

- ・ 協会が直接負担する費用は、次に掲げるものに限る。
 - 1 ゴミの処分費（指定場所に集積されたものに限る。）
 - 2 会場占用使用料
 - 3 仮設トイレの汲み取り費用
- ・ 受託者が負担すべき費用には、会場設営費、出演料（著作権使用料を含む。）、広報費、興行中止保険を含む各種保険料、警備費（夜間警備を含む。）、チケット販売手数料、および本業務に係る公租公課、通信費、振込手数料等の一切を含む。
- ・ 協会は、契約金額（委託料）を超過して発生した費用について、経済情勢の変動等いかなる理由があっても、その増額および補填の義務を負わない。

10. 協賛募集およびベネフィットの提案

受託者は、事業費の確保および地域経済の活性化のため、積極的に協賛金を募るものとする。プロポーザル提案にあたっては、以下の金額区分ごとに、協賛企業が得られる効果的なベネフィット（特典）案を提案すること。

集まった寄付金および協賛金の配分割合については、協会および受託者が協議の上、別途定めるものとする。

協賛金等の取り扱いについては、契約締結後に協会と受託者が別途協議し、書面により定めるものとする。

区分（例）	ベネフィット（例）
100万円	タイトルスポンサー権、ステージ大型ロゴ掲出、広報媒体への優先掲載、VIP招待枠等
50万円	ステージ横ロゴ掲出、PRブース設置、広報媒体へのロゴ掲載（大）、招待券等
10万円	公式サイトへのロゴ掲載、SNSでの企業紹介、サンプリング権等

11. その他留意事項

- ・ 最終的な委託業務内容等については、契約締結後に協会と協議の上、決定する。
- ・ 業務の一括再委託を禁止する。
- ・ 暴力団排除条例を遵守すること。
- ・ 本イベントは原則として雨天決行とする。ただし、荒天その他来場者の安全確保が困難と判断される場合は中止とする。

- ・ 悪天候、地震、その他の不可抗力によりイベントが中止となった場合の対応および費用負担については、受託者が加入する興行中止保険等の給付金および受託者が集めた協賛金を優先的に充当するものとし、協会と受託者の協議により決定する。

なお、中止に伴うチケットの払い戻し事務および手数料等の費用は、受託者の責任と負担において処理するものとする。

- ・ 業務遂行により新たに発生した著作権（二次的著作物に係る権利を含む。）は、協会および受託者が協議の上定めるものとする。